

別記様式第3号（第10条関係）

その1 <p style="text-align: center;">営 業 の 方 法</p> 営業所の名称 営業所の所在地 風俗営業の種別 法第2条第1項第 号の営業	
営 業 時 間	午前 午前 時 分から 時 分まで 午後 午後 ただし、 の日にあつては、 午前 午前 時 分から 時 分まで 午後 午後
18歳未満の者を従業者として使用すること	する しない の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
飲食物（酒類を除く。）の提供	する しない の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法
酒 類 の 提 供	する しない の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
当該営業所において他の営業を兼業すること	する しない の場合：当該兼業する営業の内容

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第6号までの営業)			
料 金			
料金の表示方法			
役	客の接待をする場合はその内容		
	務	常時当該営業所に雇用されている者	
提		それ以外の者	名
	名		
供	客の接待をする場合は接待を行う者の区分	主たる派遣元	(ふりがな) 氏名又は名称
			住所
の	客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容	〒 ()
			() 局 番
様	客 室	和風のもの	(ふりがな) 法人にあつては、その代表者の氏名
			午前 時 分から 午後 時 分まで
(法第2条第1項第2号の営業のみ記載すること)			
客 室		和風のもの	その他のもの
		室	室

その2(B) (法第2条第1項第7号の営業)		
(まあじゃん屋のみ記載すること)		
遊 技 料 金	客1人当たりの時間を基礎として計算する まあじゃん台1台につき時間を基礎として計算する	
	全自動台につき	円
	半自動台につき	円
	その他の台につき	円
遊 技 料 金 の 表 示 方 法		
(ぱちんこ屋及び令第11条に規定する営業のみ記載すること)		
ぱちんこ屋及び 令第7条に規定する 営業の遊技料金	ぱちんこ遊技機	玉1個 円
	回 胴 式 遊 技 機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	アレンジボール遊技機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	じ や ん 球 遊 技 機	玉1個 円
メダル1枚 円		
そ の 他 の 遊 技 機 ()	につき 円	
そ の 他 の 営 業 の 遊 技 料 金	遊 技 の 種 類 ()	につき 円
遊 技 料 金 の 表 示 方 法		
賞 品 の 提 供 方 法		
提供する賞品のうち 最も高価なもの	(円)	

その2(C)(法第2条第1項第8号の営業)	
料 金	
料金の表示方法	
18歳未満の者を客として立ち入らせること	する しない
	の場合：18歳未満の者を午後10時（法第22条第5号の規定に基づく都道府県の条例で定める年齢に満たない者については、当該条例で定める時）から翌日の日出時までの時間において客として立ち入ることを防止する方法

備考

- 1 その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 3 その2(A)は法第2条第1項第1号から第6号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2(B)は同項第7号の営業について許可を申請する場合に、その2(C)は同項第8号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- 4 その2(A)又はその2(C)の「料金」欄には、第33条の表の上欄に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- 5 その2(A)又はその2(C)の「料金の表示方法」欄には、その2(A)又はその2(C)の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第32条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 その2(A)の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。
- 7 その2(A)の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定多数の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 8 その2(B)の「遊技料金の表示方法」欄には、その2(B)の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第7条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第32条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。